

公募の内容

1 各研究種目に共通するルール

(1) 応募資格

応募資格

応募資格は、次のア)～I)のすべての要件を満たすことです。また、応募時点においてこれら4つの要件をすべて満たしていることが所属する研究機関(注1)において確認されており、研究者名簿に登録されていることが必要です。

<研究者に係る要件>

ア) 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。)

イ) 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助は除く。)

<研究機関に係る要件>

ウ) 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること

エ) 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

注1 . 科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

応募する研究者(研究代表者)

科研費への応募は、応募資格を有する者が研究代表者(6頁「(3)研究組織」参照)となって行うものとします。

複数の研究機関に所属する研究者

複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれの研究機関から応募しても構いません。なお、その際には重複応募の取り扱い(10、16、50頁参照)に注意してください。

研究者名簿への登録

今回募集する研究計画に応募しようとする研究代表者、研究分担者及び連携研究者(6頁「(3)研究組織」参照)は、応募書類の提出期限時に応募資格を有する者であって、かつ所属する研究機関がとりまとめる研究者名簿に登録されている者でなければなりません。

なお、既に当該研究者名簿に登録されている者であっても、「所属」、「職」等に修正すべき事項がある場合には、平成19年5月31日付け19振学助第8号「科学研究費補助金研究者名簿について(通知)」に基づき、10月19日までに所属する研究機関がとりまとめる研究者名簿に正しい情報を登録する必要があります。

また、平成19年10月19日(研究者名簿登録の締切)から11月15日(応募書類提出期限)までに採用される予定の者や、異動する予定の者についても、10月19日までに当該研究者名簿に登録されていなければなりません。

(2) 補助金の適正な使用等

補助金の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、補助金の不正な使用等を行わないことを確認します。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、補助金の管理は、研究者が所属する研究機関がこれを行うこととされており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）が定められています。採択後にこれらのルールが適用されることを十分にご理解の上、応募してください。

なお、各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づく体制整備を求めており、応募書類の提出と合わせて報告書の提出を求めています。この報告書の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。また、提出があった場合であっても、平成19年5月31日付け文部科学省科学技術・学術政策局長通知で示された「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、科学研究費補助金を交付しないことがあります。

応募資格の停止（交付対象からの除外）

応募資格を有する研究者であっても、科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用。以下同じ。）を行った研究者等については、ア)からウ)のとおり、一定期間、補助金を交付しないこととしています。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、ア)からウ)に該当する者として取り扱います。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があります。

ア) 不正な使用又は不正行為を行った研究者の場合

- ・他の用途への使用を行っていなかった場合には、補助金を返還した年度の翌年度及び翌々年度
- ・他の用途への使用を行っていた場合には、補助金を返還した年度の翌年度から程度に応じて2～5年
- ・不正な使用を行った研究者と共同して研究を行っていた研究代表者及び研究分担者の場合（平成16年度以降交付の科研費に適用）不正な使用を行った研究者が他の用途への使用を行っていたか否かにかかわらず、補助金を返還した年度の翌年度（新規の研究課題のみ対象）
- ・不正行為があったと認定された場合（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）当該不正行為があったと認定された年度の翌年度から程度に応じて1～10年

なお、不正行為があったと認定された研究課題については、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還が求められます。

イ) ア)における他の用途への使用を共謀した研究者の場合

- ・補助金を返還した年度の翌年度から、他の用途への使用を行った研究者と同一の期間

ウ) 不正に科研費を受給した研究者の場合（共謀した者を含む。）

- ・補助金を返還した年度の翌年度から5年間

関係法令等に違反した場合の取扱

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

(3) 研究組織

研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者にあたり、不正な使用等を行った場合は応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象となります(5頁参照)。

研究代表者

ア) 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行(研究成果の取りまとめを含む。)に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

イ) 研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者(参照) 連携研究者(参照) 及び研究協力者(参照) とともに研究組織を構成することができます。

ウ) 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書(他機関用)」を、同じ研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書(同一機関用)」を必ず徴し、保管しておかなければなりません。

研究分担者

ア) 研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者で、応募資格を有し、分担金の配分を受ける者でなければなりません。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を配分しなくても構いません。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

イ) 研究遂行上の研究分担者と、科研費の事業遂行上の研究分担者の定義は、必ずしも一致しません。

すなわち、研究遂行上の研究分担者は、明確な定義はありませんが、一般には、研究代表者と共同して論文執筆等の研究活動を行うという趣旨での「共同研究者」の意味で用いられることがあります。一方、科研費の研究分担者は、科研費が支援する補助事業において、主たる補助事業者としての研究代表者と協力しつつ、従たる補助事業者として事業遂行責任を担い、当該研究を主体的に行うものであり、補助金制度上の定義に基づきます。

連携研究者

ア) 連携研究者は、研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者で、応募資格を有する者でなければなりません。

イ) 連携研究者は、補助事業者ではないため、主体的に補助金を使用することや、分担金を受けると、また研究代表者と交替して研究代表者になることはできません。

研究協力者

研究協力者は、研究代表者、研究分担者及び連携研究者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者で、必ずしも応募資格を有する必要はありません。

(例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者(海外共同研究者) 応募資格を有しない企業の研究者 等)

(4) 経費

対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象とします。

注．研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「謝金等」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

ア) 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）

イ) 研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費

ロ) 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ) その他、間接経費（注）を使用することが適切な経費

注．研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究代表者が所属する研究機関が使用するものです。

文部科学省が公募を行う研究種目のうち、「特別推進研究」には間接経費が措置されませんが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

研究分担者に配分する分担金

研究代表者は、異なる研究機関に所属する者を研究分担者とする場合には、分担金を配分しなければなりません。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を配分しなくても構いません。

補助金の使用に当たっての留意点

応募に当たっては、研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払に対して科研費を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

(5) 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画

他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）

業として行う受託研究

研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が10万円未満の研究計画

(6) 重複応募の制限

重複応募の制限のルールには、次の3つがあります。

ア) 双方の応募研究課題とも審査に付されない。

イ) ルールで定められた一方の応募研究課題が審査に付されない。

ロ) 双方の応募研究課題とも審査に付されるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施する。

複数の研究機関において応募資格を有する研究者が、複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複応募の制限は、当該研究者（研究代表者又は研究分担者）に着目して適用されます。

「特別推進研究」、「特定領域研究」及び「特別研究促進費」の応募資格を有する者は、「奨励研究」(注)に応募することはできません。

注. 「奨励研究」とは、教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が一人で行う研究を対象としています。(公募は、例年、補助金を交付する年度の前年度の11月頃に日本学術振興会が行います。)

日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」は、今回公募する研究種目には応募してはなりません。

各研究種目の重複応募の制限は、「2 各研究種目のルール」の次の該当頁を参照してください。

- ・「特別推進研究」: 10頁
- ・「特定領域研究(継続の研究領域)」: 16頁
- ・「特別研究促進費」: 50頁

多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくなることがないようにしてください。

「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、競争的研究資金の不合理な重複又は過度の集中を避けるために必要な範囲で、応募内容について、他府省を含む他の競争的研究資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。)に情報提供する場合があります。また、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。

(7) 応募書類の作成及び応募方法等(特別推進研究及び特定領域研究)

電子申請システムを利用した応募

特別推進研究及び特定領域研究の応募に当たっては、日本学術振興会電子申請システム(以下、「電子申請システム」という。)を利用して応募書類を作成する必要があります。ついては、「電子申請システムを利用した応募の手続」(51~52頁)に定める「(2)研究者が行う手続」を参照し、必要な手続きを行ってください。

応募書類の作成

応募書類は、研究代表者の所属する研究機関がすべて取りまとめて提出することになります。

研究代表者は、「応募情報(Web入力項目)(特別推進研究、特定領域研究)作成・入力要領」及び応募する研究種目ごとの「平成20年度科学研究費補助金研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、研究計画調書を作成し、所属する研究機関に提出してください。

ア) 研究計画調書は次の2つから構成されます。

前半部分: 「電子申請システム」により、応募情報(Web入力項目)^(注1)を入力してください。

(注1) 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等、研究代表者が「電子申請システム」によりWeb上で入力する部分

後半部分: 応募内容ファイル^(注2)の様式を文部科学省の科学研究費補助金ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)から取得して作成してください。

(注2) 研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分

- イ) 「電子申請システム」により、応募情報(Web入力項目)^(注1)を入力するとともに、別途作成した応募内容ファイル(添付ファイル項目)を「電子申請システム」に添付して研究計画調書(PDFファイル)を作成してください。(紙媒体による応募は受理しません。)
- ロ) 研究計画調書は、所定の様式と同一の規格とし、様式の改変は認めません。
- ハ) 特定領域研究については、モノクロ印刷した研究計画調書を審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成にあたっては留意してください。(特別推進研究はカラー印刷した研究計画調書を審査委員に送付します。)

応募方法

ア) 応募等の時期

研究機関が行う諸手続の期限等に留意して、研究代表者の手続を進めてください。

平成19年 9月上旬～ 各研究機関から「電子証明書発行依頼書(科学研究費補助金用)」を提出(日本学術振興会から「研究機関用の電子証明書」及び「ID・パスワード」を発行)(既に取得済の場合を除く。)

9月上旬 各研究機関から研究者へ「ID・パスワード」を発行
～11月中旬 (既に取得済の場合を除く。)

9月上旬～ 各研究者による研究計画調書の作成(応募情報のWeb入力及び応募内容ファイルの作成)
(応募内容ファイルの様式は、「ID・パスワード」取得前でも文部科学省の科学研究費補助金ホームページから取得できます。)

11月15日(木) 応募締め切り(下記ウ)参照)

イ) 応募書類及び提出部数

研究種目	研究計画調書		提出部数
	前半	後半	
	応募情報(Web入力項目)	応募内容ファイルの様式	
特別推進研究	「電子申請システム」に 入力	S - 1 - 1 S - 1 - 2	「電子申請システム」 により提出 (送信)
特定領域研究		S - 1 - 3 S - 1 - 4 S - 1 - 5	

ウ) 提出期間

研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出してください。(直接文部科学省へ提出されても受理しません。)

各研究機関からの研究計画調書の提出(送信)期限については、53頁を参照してください。

(8) 個人情報の取扱等

応募書類に含まれる個人情報は、競争的研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費補助金の業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、「競争的資金に関する府省共通システム」(平成20年1月より一部稼働予定)及び内閣府の「政府研究開発データベース」に提供する予定です。

なお、採択された研究課題については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により研究課題名、研究代表者氏名、交付予定額等を公開します。

また、採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報は、日本学術振興会審査委員候補者データベースに必要な応じて登録し、このデータベースの更新依頼は、毎年、研究代表者が所属する研究機関を通じて行います。(4月予定)

(9) 審査の方法・着目点等

「評価ルール」(「科学研究費補助金における評価に関する規程」(平成14年11月12日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定))を参照してください。

「評価ルール」は、文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)でご覧いただけます。

2 各研究種目のルール

(1) 特別推進研究

対象

国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画

応募金額

1 研究課題の応募金額の総額は、5 億円程度までを目安とするが、制限は設けない

研究期間

3 ～ 5 年間（左記以外の研究期間の応募は審査に付さない）

採択予定課題数

おおむね十数件程度（極めて厳選されたもの）

重複応募の制限

(ア) 研究代表者（別表 1 1 2 頁参照）

(a) 「(ア) 双方の応募研究課題とも審査に付されない」場合
別表 1 の「×」に該当する場合

(b) 「(イ) ルールで定められた一方の応募研究課題が審査に付されない」場合
別表 1 の「 」及び「 」に該当する場合

(c) 「(ウ) 双方の応募研究課題とも審査に付されるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施する」場合
別表 1 の「 」に該当する場合

ア) 「特別推進研究」の研究代表者は、「特定領域研究」(公募研究)、「基盤研究」,「萌芽研究」,「若手研究」及び「学術創成研究費」の研究課題を廃止しなければなりません。また、他の研究種目の研究課題に研究分担者として参画してはなりません。なお、「特定領域研究」(計画研究)については、その研究の実施及び研究への参画を行ってはなりません。

イ) 上記「ア)」の「特別推進研究」の研究代表者が、次の要件をすべて満たす研究課題の研究代表者である場合には、上記「ア)」の取扱いにしたがった上で、当該研究課題のそれまでの研究成果を取りまとめ、研究成果報告書等を平成 21 年 6 月 20 日～30 日までの間に提出しなければなりません。

(要件)

- ・ 補助条件により研究期間終了後に研究成果報告書等の提出義務があるもの
- ・ 既に 2 年度分の研究が終了しているもの
- ・ 平成 20 年度が研究期間の最終年度に当たるもの

(d) 重複応募の制限の特例（研究計画最終年度前年度の応募）

ア) 「特別推進研究又は基盤研究の研究課題のうち研究期間が 4 年以上のもので、平成 20 年度が研究期間の最終年度に当たる研究課題（継続研究課題）の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「研究計画最終年度前年度の応募」として応募することができます。

なお、1 つの継続研究課題を基に、この特例により新たに応募できる研究課題数は、1 件に限ります。

イ) 研究計画最終年度前年度の応募により、新たに応募することができる研究種目は、「特別推進研究」,「基盤研究 (S)」,「基盤研究 (A・B)」(審査区分「一般」又は「海外学術調査」)又は「基盤研究 (C)」です。

ウ) 研究計画最終年度前年度の応募による新規の応募研究課題と、その基になる継続研

究課題との間において、重複応募の制限は適用されません。

ただし、これらの研究課題と、他の応募研究課題（他の継続研究課題を含む）との間においては、重複応募の制限が適用されます。

- I) 当該応募研究課題が採択された場合には、その基となった継続研究課題の補助事業も含め、新規の研究課題で平成20年4月1日以降の補助事業として実施することとします。このため、研究計画調書の作成等に当たっては、平成20年4月1日以降の補助事業として作成することとし、当該継続研究課題に係る平成20年度の補助金は全額返還することとなりますので、留意してください。

研究代表者は、当該継続研究課題の研究成果報告書等を平成21年6月20日～30日までの間に提出しなければなりません。

(1) 研究分担者（別表2 13頁参照）

- (a) 「(ア) 双方の応募研究課題とも審査に付されない」場合

別表2の「×」に該当する場合

- (b) 「(イ) ルールで定められた一方の応募研究課題が審査に付されない」場合

別表2の「 」及び「 」に該当する場合

- (c) 「(ウ) 双方の応募研究課題とも審査に付されるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施する」場合

別表2の「 」に該当する場合

審査希望分野の選定

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査を希望する分野を「人文・社会」、「理工」、「生物」から必ず1つ選択してください。なお、「理工」については、「数物系科学」「化学」「工学」のうちから最も関係が深いと思われる区分を一つ選択してください。また、継続応募の場合は、平成19年度応募時と同じ分野を選択してください。

応募書類の提出

新規・継続ともに、毎年度、応募書類を提出してください。

平成19年度の交付内定通知において、平成20年度以降の交付予定額を通知している研究課題であっても、8頁の「(7) 応募書類の作成及び応募方法等（特別推進研究及び特定領域研究）」による応募がなければ、平成20年度以降の交付予定を取り消します。

応募書類は、日本学術振興会の「電子申請システム」(<http://www-shinsei.jsps.go.jp/>) を利用し、応募しようとする研究代表者の所属研究機関を通して提出してください。「電子申請システム」を利用した応募の手続方法等については「電子申請システムを利用した応募の手続」(51頁) を参照してください。

応募に関する相談

特別推進研究の応募に関しては、文部科学省の学術調査官（注）（プログラム・オフィサー）に相談をすることができますので、希望者は、文部科学省研究振興局学術研究助成課にお問い合わせください（76頁「問合先」参照）。

注．学術に関する事項について調査、指導及び助言に当たる大学等の研究者（文部科学省組織規則第53条、第62条）。科学研究費補助金の審査・評価に当たる審査会の議事運営、応募者からの相談への対応、審査結果に係る補足情報の提供等を行う。

「特別推進研究」の研究代表者に関する重複応募の制限

1. 同一研究者が、研究代表者又は研究分担者として応募できる「特別推進研究」の研究課題は、新規・継続を問わず、1件に限る。
2. 上記「1」に加え、新規に研究代表者として応募しようとする者及び継続の研究代表者（A欄）には、B欄の研究種目との間で、次表の重複応募の制限が課される。

A欄	B欄		特定領域研究																基盤研究												萌芽研究				若手研究				特別研究促進費 (年複数回応募)		学術創成研究費		特別研究員奨励費・奨励研究			
			計画研究												公募研究				S		A				B				C				S		A		B		スタートアップ							
	特別推進研究				総括班				支援班				調整班				その他																													
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続								
	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者								
特別推進研究	新規	代表者	x	x																																										
	継続			-	-																																									

注1. 代表者として応募する「特別推進研究」と、「成果取りまとめ課題」との間で、重複応募の制限は課されない。

注2. 表の見方

- 「x」 : A欄、B欄の応募研究課題とも審査に付されない
- 「 」 : A欄の「特別推進研究」の応募研究課題のみ審査に付される
- 「 」 : B欄の「特別推進研究」又は「若手研究(S)」の応募研究課題のみ審査に付される
- 「 」 : A欄、B欄の応募研究課題とも審査に付されるが、A欄の「特別推進研究」の応募研究課題が採択された場合には、B欄の研究課題については次のとおりとする。
 代表者：当該研究課題の研究を実施してはならない
 分担者：当該研究課題の研究に加わってはならない
- 「-」 : 公募要領に定めるルールにしたがえば、A欄、B欄の重複応募はあり得ないなど、重複の状況により対応が異なる

